

電気事業法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 電気事業法の一部改正

一 あっせん及び仲裁

1 あっせん

(1) 電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決め（以下「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対し、あっせんを申請することができるものとする。

（第三十七条の二第一項関係）

(2) 委員会は、事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと認めるときを除き、あっせんを行うものとする。

（第三十七条の二第二項関係）

(3) あつせんは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行うものとする事。
(第三十七條の二第三項關係)

(4) あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならないものとし、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする事。
(第三十七條の二第四項及び第五項關係)

(5) あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が經濟産業大臣の裁定又は委員会の仲裁を申請したときは、当該あつせんを打ち切るものとする事。
(第三十七條の二第六項關係)

2 仲裁

(1) 電気供給事業者間において、契約等の締結に關し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができるものとする事。
(第三十七條の三第一項關係)

(2) 仲裁は、三人の仲裁委員が行うものとし、仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当

事者が合意によって選定した者につき、委員会が指名するものとする。

(第三十七条の三第二項及び第三項関係)

(3) 仲裁については、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法の規定を準用するものとする。

(第三十七条の三第四項関係)

3 委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならないものとする。

(第三十七条の四関係)

二 電力取引監視等委員会

1 経済産業省に委員会を置き、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

(第六十六条の二関係)

2 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。

(第六十六条の三関係)

3 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、これらの者は、非常勤とするものとする。

(第六十六条の四関係)

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとし、委員長に事故があるときは、あらかじめそ

の指名する委員が、その職務を代理するものとする。

(第六十六条の五関係)

5 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に關し公正かつ中立な判断をすることが出来る者のうちから、経済産業大臣が任命するものとする。

(第六十六条の六関係)

6 委員長及び委員の任期は三年とし、再任されることが出来るものとする。

(第六十六条の七関係)

7 委員会は、委員長が招集し、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないものとし、委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによるものとする。

(第六十六条の八関係)

8 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置き、事務局に事務局長及び所要の職員を置くものとする。

(第六十六条の九関係)

9 経済産業大臣は、一般電気事業に係る許可等をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないものとし、委員会は、意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しな

ければならないものとする。

(第六十六条の十関係)

10 勧告

(1) 委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができるものとする。

(第六十六条の十一第一項関係)

(2) 委員会は、電気事業者に対して勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとし、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができるものとする。

(第六十六条の十一第二項及び第三項関係)

(3) 委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができるものとする。

(第六十六条の十二第一項関係)

(4) 委員会は、経済産業大臣に対して勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとし、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができるものとする。

(第六十六条の十二第二項及び第三項関係)

11 建議

(1) 委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができるものとする。

(第六十六条の十三第一項関係)

(2) 委員会は、建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないものとし、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができるものとする。

(第六十六条の十三第二項及び第三項関係)

12 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

(第六十六条の十四関係)

13 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならないものとする。

(第六十六条の十五関係)

三 一般電気事業者又は特定電気事業者の電気の供給に関し苦情のある者は、委員会に対し、苦情の申出をすることができるものとし、委員会は、その申出を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しな

ればならないものとする。

(第百十一条関係)

四 権限の委任等

1 経済産業大臣は、報告の徴収及び立入検査の権限（電力の適正な取引の確保に係る規定に関するものに限る。）を委員会に委任する一方、報告の徴収の権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げないものとする。

(第百十四条第一項関係)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、監査の権限並びに報告の徴収及び立入検査の権限（電力の適正な取引の確保に係る規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができるものとし、委員会は、当該委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

(第百十四条第二項及び第三項関係)

3 委員会は、政令で定めるところにより、委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができるものとし、当該委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督するものとする。

(第百十四条第五項及び第六項関係)

4 委員会が行う報告の徴収についての不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができるものとする。

ること。

(第百十四条の二関係)

第二 電気事業法の一部改正

一 この法律において「電力量調整供給」とは、特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）を行う事業を営む他の者から、特定卸供給に係る電気を受電した者が、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること等をいうものとする。

(第二条第一項第七号関係)

二 委員会の権限に、ガス事業法及び熱供給事業法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することを追加し、その名称を電力・ガス取引監視等委員会とするものとする。

(第六十六条の二関係)

三 保安規制の見直し

1 発電用のボイラー等であつて主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をす

るもの等を設置する者による溶接事業者検査の実施に係る体制について、当該設置者が経済産業大臣の登録を受けた者による審査を受ける義務を廃止するものとする。 (第五十二条関係)

2 電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であって主務省令で定めるものを設置する者は、定期に、当該電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、保存しなければならぬものとする。 (第五十五条関係)

第三 電気事業法の一部改正

一 一般送配電事業者の機関

一般送配電事業者は、株式会社であつて、取締役会及び監査役等の機関を置くものでなければならぬものとする。 (第六条の二関係)

二 一般送配電事業者の兼業の制限等

1 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営んではならないものとする一方、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（当該小売電気事業

の用に供するための電気を発電するものに限る。)を営むことができるものとする。

(第二十二條の二關係)

2 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定關係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下「取締役等」という。)又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)を兼ねてはならないものとするなど、一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等について規定するものとし、經濟産業大臣は、これらの規定の違反があつた場合には、一般送配電事業者又はその特定關係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

(第二十二條の三等關係)

3 一般送配電事業者は、通常取引の条件と異なる条件であつて電氣供給事業者間の適正な競争關係を阻害するおそれのある条件で、その特定關係事業者その他一般送配電事業者と經濟産業省令で定める特殊の關係のある者と取引を行つてはならないものとする。

(第二十三條第二項關係)

4 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定關係事業者又は当該特定關係事業者の子会社等に委託してはならないものとするなど

、一般送配電事業者とその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等との間の業務の委託又は受託に係る規律を設けるものとする事。 (第二十三条第三項から第五項まで関係)

5 一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為等をするように要求し、又は依頼してはならないものとし、経済産業大臣は、これらの規定の違反があつた場合には、特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができるものとする事。 (第二十三条の三関係)

6 一般送配電事業者は、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならないものとし、毎年、当該措置について経済産業大臣に報告しなければならないものとする事。 (第二十三条の四関係)

三 送電事業者についても、一及び二に準じた規定を設けるものとする事。

(第二十七条の十一の二から第二十七条の十二まで関係)

四 報告の徴収及び立入検査

- 1 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができるものとする。 (第百六条第四項関係)
- 2 経済産業大臣は、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。 (第百七条第三項関係)

五 一般担保

- 1 本則における一般担保に係る規定を削除するものとする一方、経済産業大臣の認定を受けた会社の社債の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。 (旧第二十七条の三十、附則第十七項等関係)
- 2 1の一般担保に係る規定は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。 (附則第二十項関係)

第四 ガス事業法の一部改正

電気事業法の一部改正に準じ、電力・ガス取引監視等委員会の権限に係る規定の整備を行うものとする
こと。
(第三十八条の三等関係)

第五 ガス事業法の一部改正

一 定義

1 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいうものとする。

(第二条第一項関係)

2 この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいうものとする。

(第二条第二項関係)

3 この法律において「託送供給」とは、液化ガス貯蔵設備（液化したガスの貯蔵設備をいう。）及びガス発生設備（以下「液化ガス貯蔵設備等」という。）を維持し、及び運用する者に該当する他の者から導管により当該液化ガス貯蔵設備等を用いて製造されたガスを受け入れた者が、同時に、その受

け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスの需要の変動に応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと等をいうものとする。こと。

(第二条第四項関係)

4 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管により最終保障供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。こと。

(第二条第五項関係)

5 この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいうものとする。こと。

(第二条第七項関係)

6 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいうものとする。こと。

(第二条第九項関係)

7 この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガ

ス製造事業をいうものとする。

(第二条第十一項関係)

二 ガス小売事業

1 ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならないものとする。

(第三条関係)

2 経済産業大臣は、ガス小売事業の登録に係る申請書を提出した者が、小売供給の相手方のガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないとして認められる者に該当する等のときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

(第六条第一項関係)

3 ガス小売事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならないものとする。

(第九条第三項関係)

4 経済産業大臣は、ガス小売事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認める等のときは、ガス小売事業の登録を取り消すことができるものとする。

(第十条第一項関係)

5 ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならないものとする。

(第十三条第一項関係)

6 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)

は、小売供給を受けようとする者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならないものとし、当該説明を行うときは、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

(第十四条第一項及び第二項関係)

7 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、遅滞なく、その者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件等を記載した書面を交付しなければ

ならないものとする。

(第十五条第一項関係)

8 ガス小売事業者は、当該ガス小売事業者の小売供給の業務の方法又は当該ガス小売事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないものとする。

(第十六条関係)

9 ガス小売事業者は、その名義を他人にガス小売事業のため利用させてはならないものとする。

(第十七条第一項関係)

10 ガス小売事業者は、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。

(第十八条関係)

11 ガス小売事業者は、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないもの等とすること。

(第十九条関係)

12 経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改

善に必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

(第二十条第一項関係)

13 ガス小売事業の用に供するガス工作物のうちガス小売事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物についてガス小売事業者がその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならないものとする。

(第二十二條第一項關係)

14 経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供するガス工作物のうちガス小売事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物についてガス小売事業者に対しその技術上の基準に適合するようガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限した場合において、そのガス小売事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができるものとする。

(第二十二條第三項關係)

三 ガス導管事業

1 一般ガス導管事業

(1) 一般ガス導管事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする
こと。
(第三十五条関係)

(2) 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、託送供給及び最終保障供給を拒んではならない
ものとする
こと。
(第四十七条第一項及び第二項関係)

(3) 一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者の最終保障供給の業務の方法又は当該一般ガス
導管事業者が行う最終保障供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給の相手方等か
らの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないものとする
こと。
(第四十七条第三項関係)

(4) 一般ガス導管事業者は、託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める
ところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないものとする
こと。

(第四十八条第一項関係)

(5) 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について最終保障供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

(第五十一条第一項関係)

(6) 一般ガス導管事業者は、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。

(第五十二条関係)

(7) 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならないものとする。

(第五十三条第一項関係)

(8) 一般ガス導管事業者は、託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとし、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないものとする。

(第五十四条第一項関係)

(9) 一般ガス導管事業者は、その供給区域以外の地域において特定ガス導管事業（当該事業の用に供する導管とその一般ガス導管事業の用に供する導管とを接続して行うものに限る。）を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、供給地点等を経済産業大臣に届け出なければならぬものとし、その届出をした者は、その届出に係る供給地点が他の一般ガス導管事業者の供給区域に含まれるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供してはならないものとする。

（第五十五条第一項及び第三項関係）

(10) 一般ガス導管事業者は、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届出なければならぬもの等とすること。

（第五十六条関係）

(11) 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

(第五十七条第一項関係)

(12) 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者がその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならないものとする。

は、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならないものとする。

(第六十二条第一項関係)

(13) 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対しその技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限した場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができるものとする。

(第六十二条第三項関係)

2 特定ガス導管事業

(1) 特定ガス導管事業を営もうとする者（一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、供給地点等を経済産業大臣に届け出なければならぬものとし、その届出に係る供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供してはならないものとする。

（第七十二条第一項及び第三項関係）

(2) 特定ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における託送供給を拒んではならないものとする。

（第七十五条関係）

(3) 特定ガス導管事業者は、託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならぬものとする。

（第七十六条第一項関係）

(4) 特定ガス導管事業者は、その供給するガスの熱量、圧力及び可燃性を測定し、その結果を記録し

、これを保存しなければならないものとする。

(第七十八条関係)

(5) 特定ガス導管事業者は、託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとし、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないものとする。

(第八十条関係)

(6) 特定ガス導管事業者は、毎年度、供給計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないもの等とすること。

(第八十一条関係)

(7) 経済産業大臣は、特定ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができるものとする。

(第八十二条関係)

3 導管の接続に係る努力義務等

(1) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）は、他のガス導管事業者と相互に協力して、ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発展を図るための経済産業省令で定める措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第八十五条第一項関係）

(2) ガス導管事業者が他のガス導管事業者に対し、導管の接続に関する協議を求めたときは、その維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないものとする。

（第八十五条第二項関係）

四 ガス製造事業

1 ガス製造事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス製造事業の用に供するガス工作物の設置の場所等を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

（第八十六条第一項関係）

2 ガス製造事業者は、ガス受託製造（他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。）に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

（第八十九条第一項関係）

3 ガス製造事業者は、その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備の容量、当該ガス製造事業者が当該液化ガス貯蔵設備において貯蔵する当該ガス製造事業者の液化ガスの量の見通し、ガス発生設備の種類及び能力その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならないものとする。

（第九十条第一項関係）

4 ガス製造事業者は、その製造するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。

（第九十一条関係）

5 ガス製造事業者は、ガス受託製造の業務に関して知り得た当該ガス受託製造の役務の提供を受ける他の者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は

提供してはならないものとし、ガス受託製造の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないものとする事。

(第九十二条第一項関係)

6 ガス製造事業者は、毎年度、製造計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬものとする事。

(第九十三条第一項関係)

7 経済産業大臣は、ガス製造事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業の運営の改善に必要な措置をとる事を命ずることが出来るものとする事。

(第九十四条関係)

第六 ガス事業法の一部改正

一 一般ガス導管事業者の兼業の制限等

1 一般ガス導管事業者(その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者

「という。」は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）を営んではならないものとする事。 (第五十四条の二関係)

2 特別一般ガス導管事業者は、株式会社であつて取締役会及び監査役等の機関を置くものでなければならぬものとする事。 (第五十四条の三関係)

3 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者の取締役等又は従業者を兼ねてはならないものとするなど、特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等について規定するものとし、経済産業大臣は、これらの規定の違反があつた場合には、特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができるとする事。 (第五十四条の四等関係)

4 特別一般ガス導管事業者は、通常取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者と取引を行つてはならないものとする事。

(第五十四条の五条第一項関係)

5 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に委託してはならないものとするなど、特別一般ガス導管事業者とその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等との間の業務の委託又は受託に係る規律を設けるものとする。 (第五十四条の五第二項から第四項まで関係)

6 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為等をするように要求し、又は依頼してはならないものとし、経済産業大臣は、これらの規定の違反があつた場合には、特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができるとすること。 (第五十四条の七関係)

7 一般ガス導管事業者は、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならないものとし、毎年、当該措置について経済産業大臣に報告しなければならないものとする。 (第五十四条の八関係)

二 特定ガス導管事業者についても、一に準じた規定を設けるものとする。

(第八十条の二から第八十条の八まで関係)

第七 熱供給事業法の一部改正

一 熱供給事業

1 熱供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならないものとする。

(第三条関係)

2 経済産業大臣は、熱供給事業の登録に係る申請書を提出した者が、熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないとして認められる者に該当する等のときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

(第六条第一項関係)

3 熱供給事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その熱供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならないものとする。

(第九条第三項関係)

4 経済産業大臣は、熱供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく処分等に違反した場合において

、その熱供給の相手方の日常生活又は事業活動上の利便を著しく害すると認める等のときは、熱供給事業の登録を取り消すことができるものとする事。 (第十条第一項関係)

5 熱供給事業者は、正当な理由がある場合を除き、その熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならないものとする事。 (第十三条第一項関係)

6 熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する契約（以下「熱供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「熱供給事業者等」という。）は、熱供給を受けようとする者（熱供給事業者である者を除く。）と熱供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、当該熱供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならないものとし、当該説明をするときは、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないものとする事。 (第十四条第一項及び第二項関係)

7 熱供給事業者等は、熱供給を受けようとする者と熱供給契約を締結したとき（熱供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき）は、遅滞なく、その

者に対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件等を記載した書面を交付しなければならないものとする事。

(第十五条第一項関係)

8 熱供給事業者は、当該熱供給事業者の熱供給の業務の方法又は当該熱供給事業者が行う熱供給に係る料金その他の供給条件についての熱供給の相手方等からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないものとする事。

(第十六条関係)

9 熱供給事業者は、その名義を他人に熱供給事業のため利用させてはならないものとする事。

(第十六条の二第一項関係)

10 経済産業大臣は、熱供給事業の運営が適切でないため、熱供給を受ける者の日常生活若しくは事業活動上の利便の確保又は熱供給事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、熱供給事業者に対し、熱供給を受ける者の利益又は熱供給事業の健全性を確保するために必要な限度において、その熱供給事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができるものとする事。

(第十八条第一項関係)

電気事業法の一部改正に準じ、電力・ガス取引監視等委員会の権限に係る規定の整備を行うものとする。
（第十九条の二等関係）

第八 電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の廃止

電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律を廃止するものとする。

第九 沖縄振興特別措置法の一部改正

一般担保に係る規定を削除するものとする。
（第六十四条関係）

第十 電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正

電気事業法の一部改正に準じ、電力・ガス取引監視等委員会の権限に係る規定の整備を行うことその他
所要の規定の整備を行うものとする。
（附則第二十五条の四等関係）

第十一 電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正

電気事業法等の一部を改正する法律に規定される電力取引監視等委員会を、電力・ガス取引監視等委員
会に改めることとする。
（附則第二十五条の四関係）

第十二 電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正

みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、旧供給区域であつて、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該旧供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するものにおける特定小売供給を拒んではならないものとする事。

(附則第十六条関係)

第十三 経済産業省設置法の一部改正

別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものとして、電力取引監視等委員会を追加することその他所要の規定の整備を行うものとする事。

(第六条第二項関係)

第十四 経済産業省設置法の一部改正

経済産業省設置法に規定される電力取引監視等委員会を、電力・ガス取引監視等委員会に改めることとする事。

(第六条第二項関係)

第十五 附則

- 一 この法律の施行期日について定めるものとする事。
(附則第一条関係)
- 二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業を営むことについて、施行日前においても経済産業

大臣の認可を受けることができるものとする等、所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第十一条まで関係)

三 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。

第三條の許可を受けている一般ガス事業者(以下「旧一般ガス事業者」という。)は、第五号施行日に第五条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第二条第二項に規定するガス小売事業について新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなす等、所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第十二条から第七十三条まで関係)

四 ガス小売事業の登録を受けた者とみなされる旧一般ガス事業者は、当分の間、正当な理由がなければ旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を確保する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するものにおける一般の需要に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給を拒んではならないものとし、当該旧一般ガス事業者は当該ガスの供給に係る料金その他の供給条件について指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業

大臣の認可を受けなければならないものとする等、所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第十二条から第七十三条関係)

五 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第七十七条から第九十八条まで関係)